

地盤調査のご案内

住宅の品確法では、瑕疵担保期間10年間義務付けの対象となる瑕疵は、「基本構造部分」に限定されており、地盤は基本構造部分には含まれませんが、住宅の設計・施工を行う場合は、その前提として地盤の状況を適切に調査した上で調査結果に対応した基礎の設計・施工を行うべき義務があるものと解されています。このため、地盤が軟弱な敷地でありながらそれを考慮しないで基礎の設計・施工を行ったために不同沈下が生じた場合は、基礎の瑕疵として瑕疵担保期間10年間義務付けの対象となります。

当会では、迅速かつ安全・正確に調査を行い、診断結果をわかりやすい報告書にまとめてご報告いたします。

また、「まもりすまい保険」とセットで利用できる地盤保証制度も当会において登録地盤会社(登録番号10005822)として対応させていただきますので、是非ご利用下されます様ご案内申し上げます。尚、ご利用申込みは事務局までご連絡下さい。

記

1. 試験機 スウェーデン式サウンディング試験
2. 調査方法 ・調査箇所は1物件につき4ヶ所(貫入深さは標準8.00mです。)
・データはコンピュータにて早くわかりやすく解析致します。
(住宅保証機構の基礎設計チェックシートより考察します。)
3. 料金 30,000円(税別)
*年間7件以上になった場合は20,000円(税別)とさせていただきます。

<申込み問合せ先>

上越住宅建築事業協同組合

(まもりすまい保険上越取次所)

〒943-0825 上越市東本町2-2-17

TEL 025-525-7300

FAX 025-525-7747